

令和 7 年度 潟上市放課後児童クラブについて

次の内容で放課後児童クラブを運営します。ご確認の上、入所申請をしてください。

項目	内容
運営形態	公設民営による運営 * 設置は潟上市、運営はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が行います。
クラブ名（定員）	おいわけ A 児童クラブ（40 人）、おいわけ B 児童クラブ（40 人） おいわけ C 児童クラブ（40 人） でと A 児童クラブ（45 人）、でと B 児童クラブ（45 人） てんのう A 児童クラブ（35 人）、てんのう B 児童クラブ（35 人） てんのう C 児童クラブ（35 人） おおとよ児童クラブ（60 人） いいたがわ児童クラブ（60 人）
対象児童	市内に居住する小学校 1 年生から 6 年生で保育に欠ける児童 * 同居家族が就労などのため保育ができない家庭が対象です。
開所日	・ 学校の授業日 ・ 長期休業期間 （長期休業のみの利用は夏季休業・冬季休業に限り可能。春季休業、秋季休業のみの利用はできません） ・ 土曜日 ・ 開校記念日、学校行事の振替休日等
開所時間	・ 学校の授業日 学校終業時から午後 7 時 00 分まで ・ 土曜日、学校休校日、長期休業期間 午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
閉所日	・ 日曜日 ・ 祝日 ・ 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） ・ 市長が特に必要と認めた日
保護者負担額	・ 1 人 1 か月につき 5,000 円（安全保険料別途） ・ <u>長期休業中は、1 人 1 日につき 200 円が加算されます。</u> ・ 長期休業中のみの利用は、期間中利用料 5,000 円に、1 人 1 日につき 200 円が加算されます。 ・ 減免制度あり
入所決定の取消・停止	次の項目に該当する場合は、入所決定の取消や入所停止となります。 ・ 正当な理由がなく、1 月以上出席しないとき。（条例施行規則第 10 条） ・ 正当な理由がなく、保育料を 3 月以上滞納したとき。（条例施行規則第 10 条） ・ 週 3 日または月 12 日以上の利用がない状態が 2 月発生したとき。（内規第 11 項）